

# 資料

## 資料一覧

- 資料1 京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日閣議決定）（抜粋）
- 資料2 自転車利用環境の整備について
- 資料3 自転車利用者に対して日頃感じる問題点
- 資料4 自転車教室の実施例
- 資料5 自転車安全利用促進のための広報キャンペーン（平成18年5月）実施結果
- 資料6 欧米主要国における自転車の通行空間・通行方法について
- 資料7 自転車同乗幼児の転倒衝撃実験の結果について
- 資料8 自転車マニュアル等における歩道通行の危険性の指摘
- 資料9 当事者別（第1当事者）全事故件数の推移
- 資料10 状態別死者数の推移
- 資料11 自転車の交通事故発生状況及び自転車保有台数の推移
- 資料12 自転車（第1・2当事者）の相手当事者別交通事故件数の推移
- 資料13 自転車（第1・2当事者）の事故類型別発生件数の推移
- 資料14 自転車乗用中の年齢層別死者数の推移
- 資料15 自転車乗用中の年齢層別負傷者数の推移
- 資料16 自転車乗用中の損傷部位別死傷者数の推移
- 資料17 自転車乗用者（第1・2当事者）の法令違反別死亡事故件数の推移
- 資料18 自転車乗用者（第1・2当事者）の年齢層別法令違反別死亡事故件数（平成17年中）
- 資料19 自転車乗用者（第1・2当事者）の法令違反別交通事故件数の推移
- 資料20 自転車乗用者（第1・2当事者）の年齢層別・法令違反別交通事故件数（平成17年中）
- 資料21 自転車対歩行者の交通事故件数に係る自転車乗用者の年齢層別割合（平成17年中）
- 資料22 軽車両の検挙件数（平成16・17年）
- 資料23 道路交通法自転車関係条文

## 京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日閣議決定)(抜粋)

### 第3章 目標達成のための対策と施策

#### 第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

##### 2. 「地方公共団体」の基本的役割

###### (1) 地域の特性に応じた対策の実施

地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するよう努める。

例えば、省CO<sub>2</sub>型のまちづくり、公共交通機関や自転車の利用促進、バイオマスエネルギー等の新エネルギー等の導入など、地域の自然的社会的条件に応じた先駆的で創意工夫を凝らした対策に取り組む。

##### 4. 「国民」の基本的役割

###### (1) 日常生活に起因する温室効果ガスの排出の抑制

(略)

具体的には、自らのエネルギー消費量・温室効果ガス排出量を把握するとともに、住宅の断熱化、省エネ機器への買換え、公共交通機関や自転車の利用促進等、省CO<sub>2</sub>型の生活を選択する。

# 自転車利用環境の整備について

- 自転車と歩行者、自動車を経石等による構造分離や、カラー舗装等による視覚的分離を行うことにより、自転車利用環境の整備を推進

## 分離型(自転車、歩行者・自動車の分離)

### 構造分離

#### 自転車道の整備



(例:岡山県岡山市)



### 視覚的分離

#### 1. 自転車歩行者道における自転車走行位置の明示



(例:広島市西区)



#### 2. 自転車レーンの設置



(例:福島県福島市)



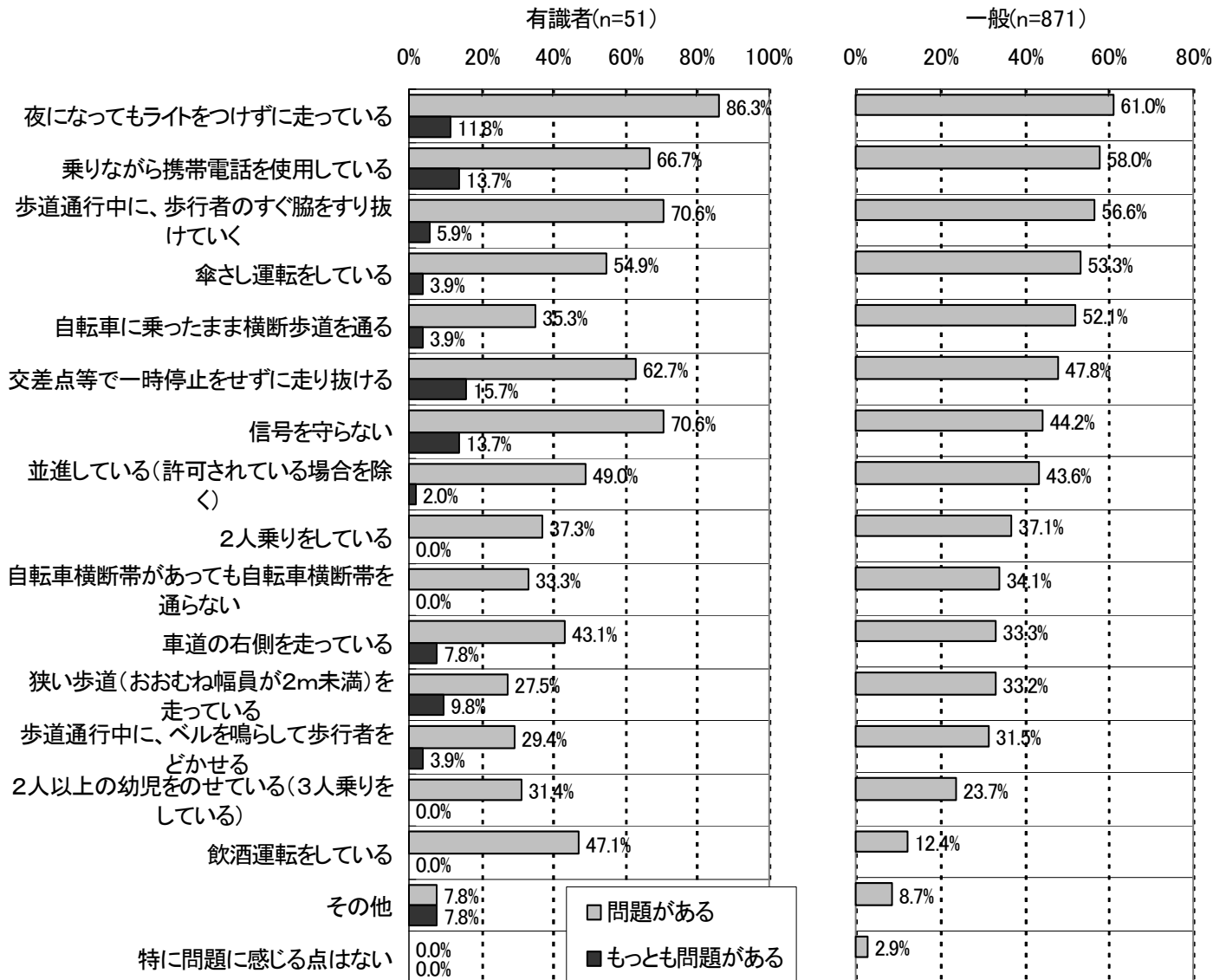
## 自転車利用者に対して日頃感じる問題点

### 【有識者への質問】

自転車の安全利用の問題点や阻害要因として、どのような点が重要ですか。あてはまるもの全てを選択してください。また、最も重要である点は何ですか。

### 【一般層への質問内容】

自転車の安全利用という観点から、自転車利用者に対して日頃問題があると感じている点はありませんか。あてはまるもの全てを選択してください。



- ・「自転車の安全利用の促進等に関する調査研究報告書」(平成18年7月(財)全日本交通安全協会)による
- ・有識者については、学識経験者、自転車関連のマスコミ等77団体に対するアンケート調査を実施し、一般層については、大阪市生野区、東京都渋谷区、青森県青森市、静岡県富士市の住民2600人を対象としたアンケート調査を実施した
- ・nはそれぞれの調査の有効回答数

## 自転車教室の実施例

### 自転車免許証を活用した自転車教室（大阪府）

子供時代より正しい交通ルール・マナーを身に付けることを目的に、小学生・中学生を対象に自転車に関する学科講習・実技講習を行い、試験を行い「自転車免許証」を公布する。

### 三世代交流による自転車安全大会（福岡県）

高齢者、子供及びその親を三人一組のチームにして、自転車走行の基本を身に付けながら競技を楽しんでもらう三世代交流による自転車交通安全競技会を開催（団体1位から8位までにメダルを授与）。

### 身体障害者の立場に配慮した自転車教室（鳥取県）

中学生を対象に、身体障害者が自転車に対し危険な思いをしていることを身をもって体験することにより、思いやりのある自転車の乗り方を学習するため、

- ・アイマスクや車いすを利用してのハンディキャップの疑似体験
- ・障害物（放置自転車）のある模擬歩道上の点字ブロックの歩行や車いす付近での自転車による併進、直近走行、急な進路変更等を障害者の立場から体験

等を実施。

### 加害者の視点から捉えた自転車教室（静岡県）

高校生を対象に、自転車が加害者となり得ることを学ばせるため、

- ・衝撃吸収板を構えた生徒に向け、ゆっくりと自転車が近づいて衝突し、その衝撃を体験
- ・生徒が自転車に二人乗りして走行し、不安定なため歩行者に危険が及ぶ恐れがあることを体験
- ・自転車が加害者となる事故の実態や、対歩行者及び対自転車事故が発生した場合に救護義務があること及び高額な賠償責任が生じること

等を指導。

# 自転車安全利用促進のための広報キャンペーン(平成18年5月)実施結果

## (1) 趣旨

自転車利用者の交通ルール遵守及びマナーの向上を促進するため、「自転車月間」(自転車月間推進協議会主催、警察庁等後援)に合わせて、全国一斉の広報キャンペーン等を実施した。平成16年から実施しており本年度で3回目。

## (2) 重点推進事項

- ・ あらゆる機会を捉え、交通ルールの遵守等について各種広報媒体を活用した広報啓発活動を強化。
- ・ 幼児から高齢者までを対象に、自転車教室等参加・体験・実践型の交通安全教育を推進。
- ・ 街頭における指導取締り活動を強化し、特に悪質性の高い違反に対しては積極的な検挙措置を実施。

## (3) 実施状況

実施回数、参加人員等

街頭指導・街頭キャンペーン・・・・・・・・・・ 約9,200箇所

交通安全教室・イベント・広報等・・・・・・・・・・ 約8,900回

延べ123万人参加

主な取組み

- ・ 霞が関自転車教室 (警察庁)
- ・ 自転車マナー向上月間の設定 (静岡県警)
- ・ 自転車安全利用「シグナル作戦」の実施 (千葉県警)

## 欧米主要国における自転車の通行空間・通行方法について

国名	自転車に関する根拠・規定法	通行空間・主な通行方法
アメリカ (カリフォルニア州)	「カリフォルニア車両法」(CAVC) 「サンフランシスコ車両法」(SFVC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の車両と同様右側通行で、可能な限り右側の歩道縁石近くまたは車道の右端近くを走行する。</li> <li>・歩道の走行は原則として禁止されているが、サンフランシスコ地域の場合は、13歳未満の者でしかるべき注意を払い、歩行者に優先権を与えつつ歩道用自転車に乗る者のみ、走行が認められている。</li> <li>・右左折する場合、交差点を、他の車両と共に車道を使用して通行する。</li> <li>・左折時には、車道または車線の中央部(自動車の前へ)移動する。</li> </ul>
ドイツ	「道路交通令」(StVO) 「道路交通認可令」(StVZO)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車道右側を通行する。</li> <li>・自転車運転者道(歩行者・自転車運転者共同道、歩行者・自転車運転者分離道)を走行する。</li> <li>・自転車運転者道が設けられていない場合、車道の右側を走行する。</li> <li>・8歳未満の子どもは歩道走行が義務づけられ、8~10歳は歩道走行も認められる。車道を渡る際は自転車から降りなければならない。</li> </ul>
イギリス	「道路交通法」(RTA)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、車道左側を通行する。追い越しは右側から行う。</li> <li>・可能な限り、自転車走行用道路を利用する。なお、自転車走行専用道路は、通常車道から離れて設置されている。歩道と分離されている場合、自動車専用道路を走行する。また、自転車走行兼用道路は、歩行者のためのエリアには入らないこと。自転車走行者と歩行者とが同じ通りを共有する場合は、十分の注意を払うこととされている。</li> <li>・いかなる者も自転車による歩道の走行は認められない。</li> <li>・また、自転車走行を認める標識がある場合のみ、バス専用道路も自転車で走行することが出来る。</li> <li>・道路での並進は2名まで認められている。</li> </ul>
フランス	「道路交通法」(Code de la Route)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車利用者は、都市内においては、車道右側を利用することが推奨されている。</li> <li>・なお、左折時は左側を、右折時は右側へ寄ることが定められている。</li> <li>・警察等の特別な措置がなく、歩行者の邪魔にならない場合は、歩行者道路を通行できる。</li> <li>・自転車を運転する8歳以下の子どもについては、歩行者用の側道や歩行者が利用可能な道路がある場合、歩行者の障害とならないよう、徐行でこれを利用しなくてはならない。</li> <li>・交差点ではすべての車両は横断している歩行者の通行を優先させることが義務づけられている。</li> </ul>
オランダ	「道路交通法」(Road Laws)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車専用道路または自転車・モベット(原動機付自転車)専用道路を使用する。なお、同専用道路がない場合車道の使用が認められる。</li> <li>・自転車利用者は、可能な限り、車道の右側通行を行うことが望ましいとされている。</li> <li>・補助モーター付き自転車利用者はモーターを切った時のみ自転車専用でない道路の使用が認められる。また、二輪以上の自転車、トレーラー付き自転車で積載物を含む幅が0.75メートル以上である自転車利用者は車道を使用しても良い。</li> <li>・歩行者専用道の走行は認められていない。</li> </ul>



# 自転車同乗幼児の転倒衝撃実験の結果について

【「自転車に同乗する幼児の安全対策及び乗車定員に関する調査研究報告書」((財)日本交通管理技術協会)より抜粋】

## 転倒衝撃実験について

### ・実験方法

自転車に設置した幼児用座席に3歳児ダミーを座らせ、地面との垂直方向から4度傾けた状態から、検証する各パターンについて5回ずつアスファルト地面に転倒させ、最大合成加速度 ( $m/s^2$ ) 及びH I C (頭部傷害基準値: Head Injury Criteria) を用いて評価した。

### ・最大合成加速度及びH I Cを用いた基準値例

最大合成加速度 - 頭部合成加速度

(財)製品安全協会「自転車用ヘルメット」S Gマーク認定基準

衝撃吸収性試験基準 - 衝撃加速度  $2,940m/s^2$  (300G)以下

H I C

(財)日本自動車研究所「自動車研究第25巻第10号」より

H I C 1,000 は、生命に危険のある脳損傷発生率 15%に相当

### ・転倒衝撃実験の様子 (後部後付座席)



## ヘルメット非着用で転倒させた場合の頭部への衝撃

後付幼児用座席のパターンでヘルメット非着用で転倒させた場合、後部後付座席では最大合成加速度が平均 $2,098 (m/s^2)$ 、HICが平均519となった。

また、前部後付座席では最大合成加速度が平均 $5,965 (m/s^2)$ 、HICが平均4,571となり、特に前部後付座席のケースで頭部に深刻な障害が懸念される大きな衝撃が計測された。

## ヘルメット着用で転倒させた場合の頭部への衝撃

上記のケースでヘルメットを着用すると、後部後付座席では最大合成加速度が平均41.7%軽減された $1,223 (m/s^2)$ 、HICが平均15.0%軽減された441。

また、前部後付座席では最大合成加速度が1/3以下の平均 $1,661 (m/s^2)$ 、HICが1/4以下の平均1,021となり、ヘルメットの着用により転倒時の頭部衝撃が軽減されることが確認された。

このほか、他の実験パターンでもヘルメットの着用により転倒時の頭部衝撃が軽減されることが確認された。

## 自転車マニュアル等における歩道通行の危険性の指摘

項目	内容
自転車情報センター (米国連邦交通省出資法人)	<p>問 自転車は歩道を走るべきでしょうか</p> <p>答 <u>いいえ。自転車の歩道通行は自転車とクルマの衝突事故の重要な原因です。歩道の方が車道よりも安全に走行できるという仮説は多くの自動車利用者や法律適用官までもが繰返し言っています。しかし、この歩道通行の問題点は、自動車からほとんど見えないからこそ、歩道通行は危険であるということです。運転者が右折又は左折や通路に入る際には自転車に注意を払っていないのです。また、気付いていても、歩道走行の自転車の速度は過小評価しています。</u></p> <p>さらに、歩道通行はこの衝突のみならず、歩行者との衝突の危険にさらされます。多くの地区では、このためにダウンタウンの歩道の自転車通行を禁止しています。</p> <p>これに加えて、歩道の路面は車道に比較して劣悪な状況です。治療を要するような自転車事故のほとんどは自動車との衝突ではなく、路上の障害物への衝突、砂利や落ち葉による横滑り、制御不能状態などによる転倒です。歩道走行は転倒の可能性を増幅させる危険性及び障害を伴います。</p> <p>自転車団体は公的機関とともに、歩道走行ではなく、車道走行を強調する多くの情報や文書を出しています。</p>
ペンシルバニア州交通省の自転車走行マニュアル	<p><u>歩道はクルマが通らないので自転車にとっては安全だと思っている人が多い。残念ながら、歩道は安全ではありません。仕方がないとき以外は、歩道を通らないようにしましょう。</u></p> <p>歩道に沿って樹木や生垣、駐車車両、建物、玄関口があり、これらが盲点を作り、もし誰かが急に現れてもよけるだけの余裕がありません。歩道上の歩行者は急に横に移動する可能性や、小さな子供が大人の影から急に出てくることもあります。歩行者が自転車のことを気付くまでは横を通り抜けることは絶対にしてはいけません。また、自動車はあらゆる交差点で歩道や敷地進入路を横切ります。歩道を通行する明確な規則はないので、もしどうしても歩道を走行するなら、速度は極めてゆっくりと、また、敷地進入路や道路を横切るときにはあらゆる方向に注意を払うしかありません。</p>
オレゴン州交通省の自転車走行マニュアル	<p><u>一般的には自転車は歩道を走行してはいけません。多くの自転車と自動車の衝突は歩道で起こっています。特に、自転車が交通と逆方向に走行しているときに危ないのです。もし、歩道を通るなら交通流と同じ向きにしてください。すべての歩道通行者と同様に「自動車が歩道を横切るときには自転車は見えていない」という方針に従って行動する習慣を身につけてください。</u></p>
フロリダ州自転車マニュアルの歩道通行に関する記述	<p>歩道通行はできますか</p> <p><u>もし、あなたが小さなお子さんか又は極めてゆっくりと走るなら、そして、条例で禁止されていないければ、歩道通行はいいでしょう。そうでない場合は、例えば時速8から20マイルの速度で走る成人の自転車利用者は歩道を走行してはいけません。交差点や敷地進入路では、歩道を走行している人の方が車道を走行している人よりもクルマにぶつけられる可能性は高いのです。</u></p>
カナダサスカチオン州サスカトーン市自転車マニュアル	<p><u>歩道は歩行者のもので、歩道では自転車を押して歩きなさい。歩道を走行するとクルマとの衝突やクルマにはねられる可能性が高いのです。歩行者や買い物客にとっても危険で不快なものです。サスカトーンでは法律で自転車の歩道通行を橋などを除いて禁止しています。歩道を走行すると罰金が科せられます。車道走行が適法であり、自転車利用者の安全に寄与します。</u></p>

## 資料 9

## 当事者別（第1当事者）全事故発生件数の推移

年	状態	自動車		二輪車		自転車		歩行中		その他		合計 件数
		件数	構成率	件数	構成率	件数	構成率	件数	構成率	件数	構成率	
平成元年		555,363	84.0	59,925	9.1	26,837	4.1	15,894	2.4	3,344	0.5	661,363
2年		544,699	84.7	56,765	8.8	24,353	3.8	14,641	2.3	2,639	0.4	643,097
3年		564,056	85.2	56,389	8.5	24,611	3.7	14,572	2.2	2,760	0.4	662,388
4年		592,843	85.3	58,277	8.4	27,127	3.9	14,319	2.1	2,779	0.4	695,345
5年		624,737	86.2	56,720	7.8	26,500	3.7	13,733	1.9	2,985	0.4	724,675
6年		632,645	86.7	57,005	7.8	25,229	3.5	11,697	1.6	2,881	0.4	729,457
7年		665,172	87.3	58,515	7.7	24,527	3.2	10,856	1.4	2,719	0.4	761,789
8年		677,775	87.9	57,413	7.4	23,404	3.0	9,333	1.2	3,159	0.4	771,084
9年		688,687	88.2	57,620	7.4	22,540	2.9	8,054	1.0	3,498	0.4	780,399
10年		713,835	88.8	57,191	7.1	21,498	2.7	6,949	0.9	4,405	0.5	803,878
11年		757,475	89.1	58,337	6.9	22,337	2.6	6,800	0.8	5,414	0.6	850,363
12年		822,736	88.3	65,388	7.0	26,680	2.9	6,335	0.7	10,795	1.2	931,934
13年		838,753	88.6	64,360	6.8	24,845	2.6	5,439	0.6	13,772	1.5	947,169
14年		826,476	88.2	63,577	6.8	25,500	2.7	5,056	0.5	16,112	1.7	936,721
15年		839,002	88.5	60,959	6.4	25,779	2.7	4,485	0.5	17,768	1.9	947,993
16年		840,064	88.2	61,055	6.4	28,235	3.0	4,111	0.4	18,726	2.0	952,191
17年		824,657	88.3	58,907	6.3	27,963	3.0	3,715	0.4	18,586	2.0	933,828

## 資料 10

## 状態別死者数の推移

年	状態	自動車乗車中		二輪車乗車中		自転車乗用中		歩行中		その他		合計 死者数
		死者数	構成率	死者数	構成率	死者数	構成率	死者数	構成率	死者数	構成率	
平成元年		4,252	38.4	2,575	23.2	1,210	10.9	3,005	27.1	44	0.4	11,086
2年		4,501	40.1	2,492	22.2	1,161	10.3	3,042	27.1	31	0.3	11,227
3年		4,675	42.1	2,186	19.7	1,045	9.4	3,178	28.6	21	0.2	11,105
4年		4,783	41.8	2,332	20.4	1,177	10.3	3,128	27.3	31	0.3	11,451
5年		4,835	44.2	2,003	18.3	1,114	10.2	2,966	27.1	24	0.2	10,942
6年		4,482	42.1	2,102	19.7	1,136	10.7	2,886	27.1	43	0.4	10,649
7年		4,550	42.6	1,991	18.6	1,121	10.5	2,987	28.0	30	0.3	10,679
8年		4,289	43.1	1,779	17.9	1,052	10.6	2,794	28.1	28	0.3	9,942
9年		4,251	44.1	1,662	17.2	1,065	11.0	2,643	27.4	19	0.2	9,640
10年		3,972	43.1	1,632	17.7	988	10.7	2,605	28.3	14	0.2	9,211
11年		3,872	43.0	1,516	16.8	1,032	11.5	2,571	28.5	15	0.2	9,006
12年		3,953	43.6	1,575	17.4	984	10.9	2,540	28.0	14	0.2	9,066
13年		3,711	42.4	1,566	17.9	992	11.3	2,456	28.1	22	0.3	8,747
14年		3,438	41.3	1,497	18.0	991	11.9	2,384	28.6	16	0.2	8,326
15年		3,028	39.3	1,353	17.6	973	12.6	2,332	30.3	16	0.2	7,702
16年		2,918	39.7	1,313	17.8	859	11.7	2,250	30.6	18	0.2	7,358
17年		2,722	39.6	1,184	17.2	846	12.3	2,104	30.6	15	0.2	6,871

## 自転車の交通事故発生状況及び自転車保有台数の推移

年	区分 自転車保有台数 (千台)	発生件数(件)		自転車乗用 中死者数(人)	自転車乗用中負傷者数(人)	
			死亡事故 件数(件)			重傷者数(人)
平成 元 年	66,385	115,786	1,215	1,210	116,920	12,221
2 年	69,002	110,037	1,170	1,161	110,703	11,646
3 年	71,124	113,379	1,049	1,045	114,127	11,570
4 年	73,200	123,285	1,181	1,177	123,936	12,175
5 年	74,962	127,679	1,119	1,114	128,228	12,124
6 年	76,637	130,335	1,137	1,136	130,806	12,063
7 年	74,935	136,831	1,121	1,121	137,388	12,766
8 年	77,022	139,725	1,049	1,052	140,604	12,255
9 年	78,954	141,504	1,063	1,065	142,599	12,289
10 年	80,867	143,017	983	988	144,271	11,992
11 年	82,780	154,510	1,034	1,032	156,078	12,630
12 年	84,815	173,876	982	984	175,179	13,487
13 年	85,170	175,223	993	992	176,819	13,660
14 年	85,549	178,289	991	991	179,582	13,908
15 年	85,933	181,845	980	973	183,233	13,714
16 年	86,324	187,980	863	859	189,392	14,002
17 年	86,647	183,653	849	846	184,686	13,514
増減数	-	-4,327	-14	-13	-4,706	-488
増減率	-	-2.3	-1.6	-1.5	-2.5	-3.5

注1 増減数(率)は、平成16年と比較した値である。

2 発生件数及び死亡事故件数は、自転車が第1又は第2当事者となった件数であり、自転車相互事故は1件として計上している。

3 自転車保有台数は、(財)自転車産業振興協会の「自転車統計要覧」による。なお、平成6年までは、生産台数、国内向供給数、廃却数等に基づく物的統計であったが、平成7年より世帯主年代別の保有率で推計した人的推計値に変更されている。

資料 12

自転車（第1・2当事者）の相手当事者別交通事故件数の推移

相手当事者別		年	平成7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
交通事故件数	対自動車		122,470	125,373	126,920	128,665	138,211	150,471	150,309	151,160	153,336	156,558	152,287
	対二輪車		11,159	10,837	10,826	10,451	11,494	12,704	12,835	12,981	12,436	12,793	12,706
	対歩行者		563	582	633	661	801	1,827	1,807	1,941	2,243	2,496	2,576
	自転車相互		575	592	637	664	889	2,346	2,498	2,892	3,186	3,908	3,974
	自転車単独		1,334	1,473	1,512	1,477	1,615	3,143	3,496	4,154	4,838	5,880	5,740
	その他		730	868	976	1,099	1,500	3,385	4,278	5,161	5,806	6,345	6,370
	合計		136,831	139,725	141,504	143,017	154,510	173,876	175,223	178,289	181,845	187,980	183,653
死亡事故件数	対自動車		1,000	949	980	900	952	905	899	887	873	777	763
	対二輪車		42	41	32	36	39	24	28	30	33	24	27
	対歩行者		5	5	2	3	1	2	4	3	6	6	6
	自転車相互		4	2	0	5	2	0	1	2	4	2	3
	自転車単独		52	37	36	20	24	38	46	56	49	40	39
	その他		18	15	13	19	16	13	15	13	15	14	11
	合計		1,121	1,049	1,063	983	1,034	982	993	991	980	863	849

注1 増減数(率)は、平成16年と比較した値である。  
 2 指数は、平成7年を100とした場合の平成17年の値である。  
 3 交通事故件数及び死亡事故件数は、自転車が第1又は第2当事者となった件数であり、自転車相互事故は1件として計上している。  
 4 「その他」には、ひき逃げ・あて逃げ等で相手当事者が不明の場合を含む。

資料 13

自転車（第1・第2当事者）の事故類型別発生件数の推移

		平成7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年		
人対車	対通路面行	歩道側上帯道	36	36	45	62	67	161	133	143	171	210	222	
		路側上帯道	11	9	3	3	10	20	23	11	28	24	24	
		その他	64	63	73	63	82	113	110	148	147	184	154	
	背通路面行	歩道側上帯道	2	2	5	4	10	23	12	12	21	25	16	
		路側上帯道	33	44	51	32	57	84	108	121	141	166	188	
		その他	7	12	4	4	5	15	17	13	11	22	14	
	車対車	横断歩道付近	71	67	61	59	65	124	121	110	128	152	156	
		横断歩道橋付近	3	2	7	5	7	11	13	24	21	18	31	
		その他	114	125	123	100	134	234	259	268	301	358	389	
	両車対	横断中	横断歩道付近	49	52	66	63	81	169	145	148	195	186	198
			横断歩道橋付近	15	14	12	15	19	39	24	24	26	45	40
			その他	0	0	0	1	1	4	4	4	1	2	4
路上遊戯中		路上遊戯中	122	113	122	126	134	213	251	250	290	307	317	
		路上作業中	186	179	200	205	235	425	424	426	512	540	559	
		路上停止中	12	7	10	15	6	16	16	19	22	20	19	
その他		路上遊戯中	3	6	4	9	7	18	21	19	22	18	29	
		路上停止中	15	13	15	18	15	32	26	36	21	39	45	
		その他	120	142	155	182	235	785	783	859	998	1,078	1,119	
相互		追越・追抜	追越・追抜	563	582	633	661	801	1,827	1,807	1,941	2,243	2,496	2,576
			その他	48	34	53	43	35	33	38	39	21	22	35
			小計	4,119	4,203	4,184	4,004	4,165	4,554	4,505	4,381	4,426	4,551	4,401
	追進・突進	追進・突進	4,167	4,237	4,237	4,047	4,200	4,587	4,543	4,420	4,447	4,573	4,436	
		その他	2,039	1,919	1,754	1,734	1,725	1,730	1,701	1,597	1,553	1,553	1,424	
		小計	678	809	783	779	841	986	993	986	879	946	955	
	出会い頭衝突	出会い頭衝突	2,717	2,728	2,537	2,513	2,566	2,716	2,694	2,583	2,432	2,499	2,379	
		その他	73,284	75,523	76,444	77,273	83,658	92,211	91,642	92,538	94,929	99,469	97,816	
		小計	3,998	4,032	4,036	3,766	4,044	4,502	4,341	4,291	4,200	4,454	4,318	
	進路変更時衝突	進路変更時衝突	1,316	1,276	1,222	1,253	1,220	1,515	1,374	1,337	1,318	1,346	1,422	
		その他	2,076	2,044	2,331	2,288	2,462	3,106	3,226	3,242	3,386	3,400	3,196	
		小計	12,120	12,389	12,968	13,198	15,154	17,187	17,276	18,214	18,549	19,109	18,648	
左右折時衝突	左右折時衝突	16,775	16,291	16,650	17,229	18,303	20,029	20,653	20,750	21,253	20,898	20,413		
	その他	6,652	6,576	6,190	5,969	6,159	6,474	6,301	6,105	5,385	5,131	4,687		
	小計	158	150	151	164	182	204	168	204	191	171	192		
横断回時衝突	横断回時衝突	2,297	2,345	2,335	2,585	2,656	3,175	3,127	3,236	3,414	3,564	3,478		
	その他	9,356	10,056	10,246	10,581	11,477	13,185	14,561	15,262	15,250	14,979	14,338		
	小計	134,916	137,647	139,347	140,866	152,081	168,891	169,906	172,182	174,754	179,593	175,323		
単独	車対車	車対車	29	37	47	41	35	84	86	100	118	143	119	
		その他	17	16	16	8	13	29	26	30	27	37	31	
		小計	0	3	3	3	5	3	1	9	9	11	6	
	工作物衝突	工作物衝突	44	50	54	47	44	105	116	116	126	172	170	
		その他	23	21	24	28	24	49	51	63	62	85	85	
		小計	2	4	7	3	5	3	4	4	6	8	5	
	駐車車対衝突	駐車車対衝突	50	65	68	72	90	192	198	251	267	345	318	
		その他	165	196	219	202	216	465	482	573	615	801	734	
		小計	61	82	51	67	59	85	88	97	113	104	120	
	路外脱	路外脱	136	133	140	118	119	177	230	264	257	299	258	
		その他	30	18	35	26	27	36	41	53	46	52	50	
		小計	166	151	175	144	146	213	271	317	303	351	308	
転倒	転倒	905	992	1,016	1,015	1,134	2,003	2,187	2,620	3,238	4,025	3,967		
	その他	37	52	51	49	60	377	468	547	569	599	611		
	小計	1,334	1,473	1,512	1,477	1,615	3,143	3,496	4,154	4,838	5,880	5,740		
列車		18	23	12	13	13	15	14	12	10	11	14		
合計		136,831	139,725	141,504	143,017	154,510	173,876	175,223	178,289	181,845	187,980	183,653		

注1：件数は自転車が第1又は第2当事者となった件数であり、自転車相互事故は1件として計上した。  
 2：「列車」とは、列車が当事者となった踏切上の事故をいう。

## 自転車乗用中の年齢別死者数の推移

年齢層別(人)	年 平成 7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	増減数	増減率	構成率	指数
5歳以下	13	7	6	3	5	3	5	3	4	4	4	0	0	0.5	31
6~12歳	56	45	37	44	36	29	35	35	30	32	28	-4	-12.5	3.3	50
13~15歳	34	29	25	28	19	20	20	23	16	22	14	-8	-36.4	1.7	41
15歳以下	103	81	68	75	60	52	60	61	50	58	46	-12	-20.7	5.4	45
16~19歳	49	39	51	35	29	37	39	39	39	22	15	-7	-31.8	1.8	31
20~24歳	27	17	20	12	17	17	17	14	10	11	25	14	127.3	3.0	93
16~24歳	76	56	71	47	46	54	56	53	49	33	40	7	21.2	4.7	53
25~29歳	15	7	12	14	11	9	11	12	12	23	10	-13	-56.5	1.2	67
30~39歳	28	28	14	24	28	36	28	25	28	15	29	14	93.3	3.4	104
40~49歳	80	67	62	46	54	61	51	49	37	49	33	-16	-32.7	3.9	41
50~59歳	155	127	130	115	135	133	109	135	99	104	106	2	1.9	12.5	68
60~64歳	92	102	124	103	101	106	92	78	89	66	74	8	12.1	8.7	80
65~74歳	270	298	270	261	272	235	228	266	269	216	220	4	1.9	26.0	81
75歳以上	302	286	314	303	325	298	357	312	340	295	288	-7	-2.4	34.0	95
65歳以上	572	584	584	564	597	533	585	578	609	511	508	-3	-0.6	60.0	89
合計	1,121	1,052	1,065	988	1,032	984	992	991	973	859	846	-13	-1.5	100.0	75
(再掲)															
20~29歳	42	24	32	26	28	26	28	26	22	34	35	1	2.9	4.1	83
70歳以上	467	437	485	438	475	418	494	445	479	421	407	-14	-3.3	48.1	87

注1 増減数(率)は、平成16年と比較した値である。

2 指数は、平成7年を100とした場合の平成17年の値である。

## 自転車乗用中の年齢別負傷者数の推移

年齢層別(人)	年 平成 7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	増減数	増減率	構成率	指数
5歳以下	2,168	2,352	2,389	2,432	2,597	3,038	3,253	3,405	3,328	3,333	2,875	-458	-13.7	1.6	133
6~12歳	16,640	17,219	16,853	16,450	17,026	18,003	18,399	18,474	19,543	20,417	19,679	-738	-3.6	10.7	118
13~15歳	11,937	12,427	12,373	12,637	13,779	15,059	15,035	14,835	14,911	15,119	15,231	112	0.7	8.2	128
15歳以下	30,745	31,998	31,615	31,519	33,402	36,100	36,687	36,714	37,782	38,869	37,785	-1,084	-2.8	20.5	123
16~19歳	21,526	21,935	21,369	21,007	22,782	26,662	26,442	25,826	25,917	26,038	25,953	-85	-0.3	14.1	121
20~24歳	9,543	9,876	10,254	10,372	11,181	13,118	13,284	13,380	13,681	14,048	13,545	-503	-3.6	7.3	142
16~24歳	31,069	31,811	31,623	31,379	33,963	39,780	39,726	39,206	39,598	40,086	39,498	-588	-1.5	21.4	127
25~29歳	5,837	6,562	7,049	7,752	9,036	10,984	10,832	10,682	10,876	11,166	10,674	-492	-4.4	5.8	183
30~39歳	9,249	9,581	10,206	11,107	12,547	15,248	16,191	17,111	18,537	20,075	19,910	-165	-0.8	10.8	215
40~49歳	14,192	14,304	13,929	13,127	13,445	14,307	14,137	14,308	14,734	15,299	15,371	72	0.5	8.3	108
50~59歳	17,738	17,475	17,747	18,085	19,843	21,624	21,249	21,708	21,206	21,061	19,934	-1,127	-5.4	10.8	112
60~64歳	8,679	8,839	9,291	9,383	9,860	10,760	10,878	11,099	11,213	11,935	11,032	-903	-7.6	6.0	127
65~74歳	12,970	13,059	13,723	14,257	15,742	17,476	17,920	18,863	19,318	20,106	19,774	-332	-1.7	10.7	152
75歳以上	6,909	6,975	7,416	7,662	8,240	8,900	9,199	9,891	9,969	10,795	10,708	-87	-0.8	5.8	155
65歳以上	19,879	20,034	21,139	21,919	23,982	26,376	27,119	28,754	29,287	30,901	30,482	-419	-1.4	16.5	153
合計	137,388	140,604	142,599	144,271	156,078	175,179	176,819	179,582	183,233	189,392	184,686	-4,706	-2.5	100.0	134
(再掲)															
20~29歳	15,380	16,438	17,303	18,124	20,217	24,102	24,116	24,062	24,557	25,214	24,219	-995	-3.9	13.1	157
70歳以上	12,608	12,756	13,457	13,911	15,106	16,385	16,851	18,087	18,413	19,874	19,791	-83	-0.4	10.7	157

注1 増減数(率)は、平成16年と比較した値である。

2 指数は、平成7年を100とした場合の平成17年の値である。

自転車乗用中の損傷部位別死傷者数の推移

損傷部位別	年	平成7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	増減数	増減率	構成率	指数	
自転車乗用中	全損	68	72	71	67	80	75	62	64	50	52	47	-5	-9.6	5.6	69	
	死	807	760	757	677	682	673	689	677	690	585	577	-8	-1.4	68.2	71	
	頭部	12	11	11	10	13	11	10	14	6	6	7	1	16.7	0.8	58	
	顔部	49	40	41	43	51	22	30	37	31	34	28	-6	-17.6	3.3	57	
	頸部	87	75	91	106	112	90	100	98	98	90	92	2	2.2	10.9	106	
	胸部	43	48	39	43	39	51	43	40	43	29	37	8	27.6	4.4	86	
	腹部	2	1	3	2	3	2	1	1	3	0	2	2	-	0.2	100	
	背部	22	19	26	20	29	32	23	36	28	37	39	2	5.4	4.6	177	
	腰部	5	2	0	0	1	2	4	1	4	4	3	-1	-25.0	0.4	60	
	腕部	12	16	15	17	16	15	15	13	10	14	7	-7	-50.0	0.8	58	
	脚部	14	8	11	3	6	11	15	10	10	8	7	-1	-12.5	0.8	50	
	溺死等																
	小計	1,121	1,052	1,065	988	1,032	984	992	991	973	859	846	-13	-1.5	100.0	75	
(人)	全損	24,875	24,472	24,589	24,459	25,267	26,720	26,664	26,953	25,814	26,067	24,497	-1,570	-6.0	13.3	98	
	死	9,066	9,054	8,892	8,564	9,326	10,253	9,993	10,064	9,781	9,851	9,648	-203	-2.1	5.2	106	
	頭部	5,534	6,019	6,782	7,632	8,731	10,405	11,129	12,130	12,695	13,634	13,796	162	1.2	7.5	249	
	顔部	6,784	7,013	7,105	7,365	7,669	8,395	8,880	9,094	9,139	9,455	9,136	-319	-3.4	4.9	135	
	頸部	1,015	1,157	1,186	1,164	1,243	1,415	1,540	1,632	1,731	1,693	1,718	25	1.5	0.9	169	
	胸部	1,192	1,198	1,253	1,205	1,294	1,374	1,539	1,545	1,573	1,520	1,477	-43	-2.8	0.8	124	
	腹部	11,467	11,768	11,990	12,231	13,258	14,995	14,854	15,220	15,796	16,156	15,801	-355	-2.2	8.6	138	
	背部	19,662	20,434	21,835	22,416	24,669	28,035	28,981	29,699	30,929	33,061	32,165	-896	-2.7	17.4	164	
	腰部	57,767	59,469	58,939	59,218	64,591	73,563	73,216	75,743	77,926	76,425	76,425	-1,501	-1.9	41.4	132	
	腕部	26	20	28	17	30	24	23	33	32	29	23	-6	-20.7	0.0	88	
	脚部																
	溺死等																
	小計	137,388	140,604	142,599	144,271	156,078	175,179	176,819	179,582	183,233	189,392	184,686	-4,706	-2.5	100.0	134	
全状態	全損	985	913	1,035	938	929	962	861	808	687	611	607	-4	-0.7	8.8	62	
	死	5,758	5,381	5,014	4,844	4,652	4,604	4,516	4,355	3,830	3,702	3,388	-314	-8.5	49.3	59	
	頭部	130	118	108	108	107	114	90	78	86	72	80	8	11.1	1.2	62	
	顔部	799	695	685	566	555	523	474	445	419	394	360	-34	-8.6	5.2	45	
	頸部	1,661	1,570	1,510	1,516	1,562	1,613	1,638	1,530	1,591	1,453	1,426	-27	-1.9	20.8	86	
	胸部	822	738	746	728	664	668	644	631	572	558	491	-67	-12.0	7.1	60	
	腹部	18	10	22	18	17	20	21	11	13	15	11	-4	-26.7	0.2	61	
	背部	214	225	224	224	246	251	249	247	259	302	288	-14	-4.6	4.2	135	
	腰部	20	20	14	14	18	26	13	11	18	23	18	-5	-21.7	0.3	90	
	腕部	137	132	130	148	147	175	135	133	121	142	143	1	0.7	2.1	104	
	脚部	135	140	152	107	109	110	106	77	106	86	59	-27	-31.4	0.9	44	
	溺死等																
	小計	10,679	9,942	9,640	9,211	9,006	9,066	8,747	8,326	7,702	7,358	6,871	-487	-6.6	100.0	64	
(人)	全損	107,937	105,180	104,072	101,629	101,809	104,380	102,972	99,865	93,106	89,642	83,004	-6,638	-7.4	7.2	77	
	死	51,627	50,413	49,206	47,156	47,872	49,102	47,846	44,558	41,726	39,733	37,448	-2,285	-5.8	3.2	73	
	頭部	367,464	390,690	407,994	444,563	482,999	543,406	572,766	570,166	595,360	600,690	594,839	-5,851	-1.0	51.4	162	
	顔部	44,629	45,980	46,869	47,162	49,305	53,129	54,819	55,278	54,955	54,751	53,361	-1,390	-2.5	4.6	120	
	頸部	7,867	8,084	8,309	7,916	8,126	8,898	8,846	8,844	8,487	8,509	8,424	-85	-1.0	0.7	107	
	胸部	7,316	7,522	7,834	8,002	8,357	8,639	9,063	8,836	8,935	8,589	8,670	81	0.9	0.7	119	
	腹部	50,631	51,642	52,255	53,284	56,826	62,766	64,353	64,415	65,768	66,171	66,322	151	0.2	5.7	131	
	背部	80,204	80,398	84,147	85,589	90,435	99,632	101,039	101,477	101,289	104,580	101,582	-2,998	-2.9	8.8	127	
	腰部	204,904	202,216	198,151	195,302	204,582	225,662	219,152	214,328	211,703	210,358	202,905	-7,453	-3.5	17.5	99	
	腕部	98	78	88	72	86	83	99	88	102	97	78	-19	-19.6	0.0	80	
	脚部																
	溺死等																
	小計	922,677	942,203	958,925	990,675	1,050,397	1,155,697	1,180,955	1,167,855	1,181,431	1,183,120	1,156,633	-26,487	-2.2	100.0	125	

注1 増減数(率)は、平成16年と比較した値である。  
注2 指数は、平成7年を100とした場合の平成17年の値である。  
注3 「全損」とは、死者の場合で、人体に損傷が多数あり、致命傷が複数の場合をいう。

自転車乗用者（第1・2当事者）の法令違反別死亡事故件数の推移

法令違反別	年											17年	増減数	増減率	構成率	指数
	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年						
信号無視	120	126	139	94	112	105	93	94	97	81	77	-4	-4.9	9.0	64	
通行禁止	1	4	7	0	1	2	1	3	1	2	1	-1	-50.0	0.1	100	
通行区分	右側通行	35	28	29	25	27	33	25	26	21	24	19	-5	-20.8	2.2	54
	その他	17	16	9	15	12	12	7	7	9	8	17	9	112.5	2.0	100
小計	52	44	38	40	39	45	32	33	30	32	36	4	12.5	4.2	69	
横断・転回等	73	46	40	31	40	31	45	30	32	21	21	0	0.0	2.5	29	
進路変更禁止	3	5	3	1	1	2	2	2	0	0	0	0	-	0.0	0	
追越し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0.0	-	
踏切不停止	9	11	9	10	7	7	7	6	3	5	5	0	0.0	0.6	56	
右折禁止	0	2	1	5	1	1	0	0	0	0	0	0	-	0.0	-	
右折方法	9	10	11	10	8	3	6	4	6	3	10	7	233.3	1.2	111	
左折禁止	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0.0	-	
左折方法	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1	-	0.1	-	
優先通行妨害	71	74	52	49	48	68	52	50	52	30	30	0	0.0	3.5	42	
交差点安全進行	58	70	71	88	83	90	100	80	61	53	50	-3	-5.7	5.9	86	
歩行者妨害	横断歩行者	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	-	0.0	-	
	その他	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	-	0.0	0	
小計	1	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	-	0.0	0	
横断自転車妨害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0.0	-	
徐行違反	交差点	1	5	3	8	4	8	3	5	4	3	4	1	33.3	0.5	400
	その他	0	0	0	0	2	1	0	2	0	0	0	0	-	0.0	-
小計	1	5	3	8	6	9	3	5	6	3	4	1	33.3	0.5	400	
一時不停止	138	110	115	104	122	95	104	110	94	77	88	11	14.3	10.3	64	
無灯火	2	4	2	5	4	0	0	0	2	2	2	0	0.0	0.2	100	
乗車不相当	2	2	1	1	2	1	0	1	0	0	0	0	-	0.0	0	
積載不相当	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0.0	0	
自転車通行方法	29	15	12	19	20	20	20	23	21	21	17	-4	-19.0	2.0	59	
整備不良	ハンドル	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	-	0.0	-	
	ブレーキ	1	2	0	1	0	1	0	1	0	0	0	-	0.0	0	
	その他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0.0	-	
小計	1	2	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	-	0.0	0	
酒酔い運転	17	16	14	13	13	15	24	15	13	8	7	-1	-12.5	0.8	41	
安全運転義務	ハンドル操作	40	36	34	27	31	41	44	38	28	33	36	3	9.1	4.2	90
	ブレーキ操作	1	6	3	2	3	1	2	5	6	5	2	-3	-60.0	0.2	200
	前方不注意	20	15	11	13	7	9	9	5	12	8	12	4	50.0	1.4	60
	動静不注意	20	33	23	24	23	16	15	21	21	24	15	-9	-37.5	1.8	75
	安全不確認	211	216	233	217	234	212	215	247	257	231	207	-24	-10.4	24.3	98
	安全速度	1	0	1	0	1	3	1	3	3	2	1	-1	-50.0	0.1	100
	その他	13	7	6	4	11	9	6	12	9	14	5	-9	-64.3	0.6	38
小計	306	313	311	287	310	291	292	331	336	317	278	-39	-12.3	32.6	91	
その他の違反	10	8	11	3	10	9	4	8	18	3	12	9	300.0	1.4	120	
違反不明	7	12	18	25	10	10	15	11	14	16	12	-4	-25.0	1.4	171	
違反なし	214	169	204	194	199	175	192	186	195	191	201	10	5.2	23.6	94	
合計	1,125	1,051	1,063	988	1,036	982	994	993	984	865	852	-13	-1.5	100.0	76	
(再掲)																
違反あり	911	882	859	794	837	807	802	807	789	674	651	-23	-3.4	76.4	71	
違反あり構成率	81.0	83.9	80.8	80.4	80.8	82.2	80.7	81.3	80.2	77.9	76.4	-	-	-	94	

注1 増減数(率)は、平成16年と比較した値である。

注2 指数は、平成7年を100とした場合の平成17年の値である。

注3 件数は、第1当事者及び第2当事者の和である。



自転車乗用者（第1・2当事者）の年齢層別・法令違反別死亡事故件数（平成17年中）

法令違反別	15歳以下		16～24歳		25～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～64歳		65歳以上		合計	構成率
	年	構成率	年	構成率	年	構成率	年	構成率	年	構成率	年	構成率	年	構成率	年	構成率		
法令違反別	3	6.8	6	13.3	3	25.0	4	13.3	5	15.6	9	8.4	6	8.1	41	8.1	77	9.0
信号無視	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.4	0	0.0	1	0.1
通行禁止	1	2.3	2	4.4	1	8.3	1	3.3	0	0.0	2	1.9	0	0.0	12	2.4	19	2.2
通行区分	2	4.5	0	0.0	1	8.3	0	0.0	0	0.0	1	0.9	2	2.7	11	2.2	17	2.0
右側通行	3	6.8	2	4.4	2	16.7	1	3.3	0	0.0	3	2.8	2	2.7	23	4.5	36	4.2
その他	1	2.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.9	2	2.7	17	3.3	21	2.5
小計	3	6.8	2	4.4	2	16.7	1	3.3	0	0.0	3	2.8	2	2.7	23	4.5	36	4.2
横断・転回等	1	2.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.9	2	2.7	17	3.3	21	2.5
進路変更禁止	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
追越し	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
踏切不停止	0	0.0	2	4.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.9	1	1.4	1	0.2	5	0.6
右折禁止	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
右折方法	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.3	0	0.0	2	1.9	1	1.4	6	1.2	10	1.2
左折禁止	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
左折方法	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.4	0	0.0	1	0.1
優先通行妨害	0	0.0	1	2.2	0	0.0	2	6.7	2	6.3	4	3.7	0	0.0	21	4.1	30	3.5
交差点安全進行	5	11.4	2	4.4	0	0.0	3	10.0	1	3.1	2	1.9	3	4.1	34	6.7	50	5.9
歩行者	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
横断歩行者	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
妨害	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
小計	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
横断自転車妨害	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
徐行	0	0.0	1	2.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.6	4	0.5
違反	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
小計	0	0.0	1	2.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.6	4	0.5
一時不停止	5	11.4	4	8.9	0	0.0	1	3.3	2	6.3	9	8.4	5	6.8	62	12.2	88	10.3
無灯火	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.9	0	0.0	1	0.2	2	0.2
乗車不適當	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
積載不適當	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
自転車通行方法	2	4.5	0	0.0	1	8.3	1	3.3	2	6.3	0	0.0	1	1.4	10	2.0	17	2.0
整備不良	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
ハンドル	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
ブレーキ	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
小計	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
酒酔い運転	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	3.7	1	1.4	2	0.4	7	0.8
安全運転義務	2	4.5	0	0.0	0	0.0	1	3.3	1	3.1	7	6.5	3	4.1	22	4.3	36	4.2
ハンドル操作	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.3	1	3.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.2
ブレーキ操作	1	2.3	2	4.4	1	8.3	1	3.3	2	6.3	1	0.9	0	0.0	4	0.8	12	1.4
前方不注意	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.3	1	3.1	3	2.8	3	4.1	7	1.4	15	1.8
動静不注意	10	22.7	12	26.7	2	16.7	4	13.3	4	12.5	20	18.7	18	24.3	137	27.0	207	24.3
安全不確認	1	2.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.1
安全速度	1	2.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	1.9	0	0.0	2	0.4	5	0.6
その他	15	34.1	14	31.1	3	25.0	8	26.7	9	28.1	33	30.8	24	32.4	172	33.9	278	32.6
小計	15	34.1	14	31.1	3	25.0	8	26.7	9	28.1	33	30.8	24	32.4	172	33.9	278	32.6
その他の違反	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.3	0	0.0	4	3.7	0	0.0	7	1.4	12	1.4
違反不明	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	3.7	0	0.0	8	1.6	12	1.4
違反なし	10	22.7	13	28.9	3	25.0	8	26.7	11	34.4	30	28.0	26	35.1	100	19.7	201	23.6
合計	44	100.0	45	100.0	12	100.0	30	100.0	32	100.0	107	100.0	74	100.0	508	100.0	852	100.0
(再掲)																		
違反あり	34	-	32	-	9	-	22	-	21	-	77	-	48	-	408	-	651	-
違反あり構成率	77.3	-	71.1	-	75.0	-	73.3	-	65.6	-	72.0	-	64.9	-	80.3	-	76.4	-

自転車乗用者（第1・2当事者）の法令違反別交通事故件数の推移

法令違反別	年											増減数	増減率	構成率	指数	
	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年					
信号無視	5,124	5,157	5,183	5,262	5,625	6,376	6,062	6,066	5,917	5,725	5,660	-65	-1.1	3.0	110	
通行禁止	220	169	168	150	180	167	184	179	156	199	158	-41	-20.6	0.1	72	
通行区分	右側通行	3,699	3,661	3,207	3,230	3,341	3,737	3,568	3,295	3,328	3,125	2,845	-280	-9.0	1.5	77
	その他	1,266	1,128	1,110	1,126	1,251	1,449	1,280	1,101	1,122	1,290	1,097	-193	-15.0	0.6	87
小計	4,965	4,789	4,317	4,356	4,592	5,186	4,848	4,396	4,450	4,415	3,942	-473	-10.7	2.1	79	
横断・転回等	1,598	1,340	1,118	1,223	1,146	1,242	859	841	969	931	824	-107	-11.5	0.4	52	
進路変更禁止	240	203	203	205	254	307	182	208	162	221	184	-37	-16.7	0.1	77	
追越し	56	43	61	43	52	81	86	67	75	69	46	-23	-33.3	0.0	82	
踏切不停止	17	26	15	14	13	14	14	13	12	10	12	2	20.0	0.0	71	
右折禁止	57	54	58	69	54	48	39	19	19	14	11	-3	-21.4	0.0	19	
右折方法	627	528	548	422	441	461	397	363	301	233	240	7	3.0	0.1	38	
左折禁止	38	23	30	35	25	43	33	23	22	21	29	8	38.1	0.0	76	
左折方法	166	196	198	153	159	236	182	137	133	96	73	-23	-24.0	0.0	44	
優先通行妨害	1,544	1,405	1,383	1,301	1,251	1,472	1,062	916	797	769	683	-86	-11.2	0.4	44	
交差点安全進行	13,096	12,921	13,506	13,188	14,484	15,807	14,350	14,204	15,346	15,452	15,330	-122	-0.8	8.2	117	
歩行者妨害	横断歩行者	34	30	39	38	42	61	71	74	71	81	52	-29	-35.8	0.0	153
	その他	32	36	15	24	29	63	65	78	83	106	114	8	7.5	0.1	356
小計	66	66	54	62	71	124	136	152	154	187	166	-21	-11.2	0.1	252	
横断自転車妨害	10	15	10	6	15	24	21	20	12	30	14	-16	-53.3	0.0	140	
徐行違反	交差点	3,579	3,442	3,288	3,224	3,631	3,711	3,362	2,877	2,540	2,437	2,210	-227	-9.3	1.2	62
	その他	168	154	184	174	183	267	225	219	162	141	110	-31	-22.0	0.1	65
小計	3,747	3,596	3,472	3,398	3,814	3,978	3,587	3,096	2,702	2,578	2,320	-258	-10.0	1.2	62	
一時不停止	12,317	12,105	11,796	11,302	12,104	12,836	12,043	12,016	11,470	11,314	11,041	-273	-2.4	5.9	90	
無灯火	537	515	470	487	453	422	420	358	458	408	303	-105	-25.7	0.2	56	
乗車不適當	55	67	65	66	63	66	61	67	58	60	57	-3	-5.0	0.0	104	
積載不適當	6	4	1	0	2	4	2	6	6	3	2	-1	-33.3	0.0	33	
自転車通行方法	3,055	2,915	3,103	3,256	3,490	3,972	3,532	3,730	2,880	2,717	2,311	-406	-14.9	1.2	76	
整備不良	ハンドル	10	12	3	9	14	5	4	6	6	3	0	0.0	0.0	30	
	ブレーキ	49	54	48	45	37	58	39	43	35	30	-5	-14.3	0.0	61	
	その他	16	9	11	8	5	12	17	19	20	25	23	-2	-8.0	0.0	144
	小計	75	75	62	62	56	75	60	68	61	63	56	-7	-11.1	0.0	75
酒酔い運転	82	91	67	68	50	59	49	52	33	31	22	-9	-29.0	0.0	27	
安全運転義務	ハンドル操作	1,186	1,263	1,241	1,224	1,246	2,108	2,319	2,585	3,070	3,758	3,719	-39	-1.0	2.0	314
	ブレーキ操作	320	328	370	395	404	707	709	821	912	1,095	1,024	-71	-6.5	0.5	320
	前方不注意	2,868	2,877	2,926	2,801	2,977	3,708	3,364	3,359	3,649	3,992	3,686	-306	-7.7	2.0	129
	動静不注意	11,804	12,593	13,157	13,652	15,237	17,740	17,354	17,566	18,011	19,322	19,582	260	1.3	10.4	166
	安全不確認	31,812	34,524	35,257	35,403	37,862	43,244	46,114	47,766	48,643	51,381	51,093	-288	-0.6	27.2	161
	安全速度	411	366	484	482	436	560	444	437	500	534	462	-72	-13.5	0.2	112
	その他	2,710	2,747	2,702	2,568	2,831	3,255	3,485	3,255	3,247	3,590	3,629	39	1.1	1.9	134
小計	51,111	54,698	56,137	56,525	60,993	71,322	73,789	75,779	78,032	83,672	83,195	-477	-0.6	44.3	163	
その他の違反	897	870	903	1,040	1,047	1,268	1,522	1,663	1,601	1,520	1,380	-140	-9.2	0.7	154	
違反不明	199	203	181	198	235	252	251	254	283	309	304	-5	-1.6	0.2	153	
違反なし	37,501	38,243	39,032	40,790	44,730	50,380	53,950	56,488	58,922	60,841	59,264	-1,577	-2.6	31.6	158	
合計	137,406	140,317	142,141	143,681	155,399	176,222	177,721	181,181	185,031	191,888	187,627	-4,261	-2.2	100.0	137	
(再掲)																
違反あり	99,905	102,074	103,109	102,891	110,669	125,842	123,771	124,693	126,109	131,047	128,363	-2,684	-2.0	68.4	128	
違反あり構成率	72.7	72.7	72.5	71.6	71.2	71.4	69.6	68.8	68.2	68.3	68.4	-	-	-	94	

- 注 1 増減数(率)は、平成16年と比較した値である。  
注 2 指数は、平成7年を100とした場合の平成17年の値である。  
注 3 件数は、第1当事者及び第2当事者の和である。

資料 20

自転車乗用者（第1・2当事者）の年齢層別・法令違反別交通事故件数（平成17年中）

法令違反別	15歳以下		16～24歳		25～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～64歳		65歳以上		合計	
	件数	構成率	件数	構成率	件数	構成率	件数	構成率	件数	構成率	件数	構成率	件数	構成率	件数	構成率	件数	構成率
信号無視	1,245	3.5	1,591	3.9	374	3.3	469	2.2	371	2.3	466	2.3	266	2.4	878	2.8	5,660	3.0
通行禁止	14	0.0	34	0.1	15	0.1	31	0.1	18	0.1	18	0.1	10	0.1	18	0.1	158	0.1
通行区分																		
右側通行	635	1.8	806	2.0	180	1.6	344	1.6	191	1.2	245	1.2	138	1.2	306	1.0	2,845	1.5
その他	188	0.5	263	0.6	76	0.7	131	0.6	97	0.6	117	0.6	64	0.6	161	0.5	1,097	0.6
小計	823	2.3	1,069	2.6	256	2.3	475	2.3	288	1.8	362	1.8	202	1.8	467	1.5	3,942	2.1
横断・転回等	280	0.8	157	0.4	26	0.2	40	0.2	28	0.2	65	0.3	34	0.3	194	0.6	824	0.4
進路変更禁止	35	0.1	31	0.1	9	0.1	11	0.1	10	0.1	19	0.1	11	0.1	58	0.2	184	0.1
追越し	13	0.0	7	0.0	3	0.0	11	0.1	4	0.0	4	0.0	1	0.0	3	0.0	46	0.0
踏切不停止	4	0.0	3	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	2	0.0	12	0.0
右折禁止	3	0.0	1	0.0	0	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	5	0.0	11	0.0
右折方法	62	0.2	44	0.1	8	0.1	15	0.1	12	0.1	20	0.1	17	0.2	62	0.2	240	0.1
左折禁止	12	0.0	4	0.0	2	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0	10	0.0	29	0.0
左折方法	28	0.1	12	0.0	2	0.0	3	0.0	4	0.0	6	0.0	4	0.0	14	0.0	73	0.0
優先通行妨害	220	0.6	117	0.3	19	0.2	30	0.1	22	0.1	55	0.3	38	0.3	182	0.6	683	0.4
交差点安全進行	3,094	8.7	3,523	8.6	853	7.6	1,533	7.3	1,313	8.2	1,623	7.9	872	7.7	2,519	8.1	15,330	8.2
歩行者																		
横断歩行者	5	0.0	15	0.0	7	0.1	7	0.0	4	0.0	6	0.0	3	0.0	5	0.0	52	0.0
その他	28	0.1	28	0.1	10	0.1	8	0.0	12	0.1	12	0.1	5	0.0	11	0.0	114	0.1
小計	33	0.1	43	0.1	17	0.2	15	0.1	16	0.1	18	0.1	8	0.1	16	0.1	166	0.1
横断自転車妨害	1	0.0	3	0.0	1	0.0	3	0.0	3	0.0	0	0.0	2	0.0	1	0.0	14	0.0
徐行	826	2.3	542	1.3	86	0.8	171	0.8	115	0.7	163	0.8	70	0.6	237	0.8	2,210	1.2
違反																		
その他	50	0.1	24	0.1	2	0.0	8	0.0	5	0.0	13	0.1	1	0.0	7	0.0	110	0.1
小計	876	2.5	566	1.4	88	0.8	179	0.9	120	0.8	176	0.9	71	0.6	244	0.8	2,320	1.2
一時不停止	3,771	10.6	2,779	6.8	478	4.3	750	3.6	516	3.2	778	3.8	477	4.2	1,492	4.8	11,041	5.9
無灯火	30	0.1	103	0.3	30	0.3	38	0.2	29	0.2	42	0.2	11	0.1	20	0.1	303	0.2
乗車不相当	22	0.1	17	0.0	4	0.0	5	0.0	4	0.0	1	0.0	2	0.0	2	0.0	57	0.0
積載不相当	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0	2	0.0
自転車通行方法	521	1.5	561	1.4	140	1.2	227	1.1	179	1.1	209	1.0	113	1.0	361	1.2	2,311	1.2
整備不良																		
ハンドル	0	0.0	2	0.0	0	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.0
ブレーキ	10	0.0	5	0.0	2	0.0	1	0.0	1	0.0	2	0.0	3	0.0	6	0.0	30	0.0
その他	5	0.0	5	0.0	5	0.0	2	0.0	3	0.0	1	0.0	0	0.0	2	0.0	23	0.0
小計	15	0.0	12	0.0	7	0.1	4	0.0	4	0.0	3	0.0	3	0.0	8	0.0	56	0.0
酒酔い運転	0	0.0	1	0.0	1	0.0	3	0.0	1	0.0	11	0.1	2	0.0	3	0.0	22	0.0
安全運転義務																		
ハンドル操作	560	1.6	296	0.7	88	0.8	273	1.3	288	1.8	506	2.5	361	3.2	1,347	4.3	3,719	2.0
ブレーキ操作	223	0.6	118	0.3	23	0.2	93	0.4	91	0.6	120	0.6	86	0.8	270	0.9	1,024	0.5
前方不注意	784	2.2	1,038	2.5	202	1.8	396	1.9	302	1.9	392	1.9	158	1.4	414	1.3	3,686	2.0
動静不注意	1,861	5.2	4,527	11.0	1,509	13.5	2,946	14.1	2,178	13.7	2,483	12.1	1,245	11.1	2,833	9.1	19,582	10.4
安全不確認	11,497	32.3	10,536	25.7	2,824	25.2	5,317	25.4	3,931	24.7	5,217	25.5	3,035	26.9	8,736	28.0	51,093	27.2
安全速度	144	0.4	123	0.3	26	0.2	38	0.2	29	0.2	41	0.2	21	0.2	40	0.1	462	0.2
その他	513	1.4	719	1.8	236	2.1	463	2.2	365	2.3	420	2.1	245	2.2	668	2.1	3,629	1.9
小計	15,582	43.8	17,357	42.3	4,908	43.8	9,526	45.6	7,184	45.1	9,179	44.9	5,151	45.7	14,308	45.8	83,195	44.3
その他の違反	305	0.9	273	0.7	76	0.7	142	0.7	113	0.7	143	0.7	82	0.7	246	0.8	1,380	0.7
違反不明	50	0.1	44	0.1	12	0.1	20	0.1	26	0.2	52	0.3	17	0.2	83	0.3	304	0.2
違反なし	8,546	24.0	12,662	30.9	3,886	34.7	7,374	35.3	5,678	35.6	7,204	35.2	3,867	34.3	10,047	32.2	59,264	31.6
合計	35,585	100.0	41,014	100.0	11,215	100.0	20,905	100.0	15,946	100.0	20,455	100.0	11,263	100.0	31,244	100.0	187,627	100.0
(再掲)																		
違反あり	27,039	-	28,352	-	7,329	-	13,531	-	10,268	-	13,251	-	7,396	-	21,197	-	128,363	-
違反あり構成率	76.0	-	69.1	-	65.3	-	64.7	-	64.4	-	64.8	-	65.7	-	67.8	-	68.4	-

資料 21

自転車対歩行者の交通事故件数に係る自転車乗用者の年齢層別割合（平成17年中）

	15歳以下	16～19歳	20～24歳	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
違反ありの交通事故件数	449	472	356	225	344	224	220	91	195	2,576
構成率	17.4%	18.3%	13.8%	8.7%	13.4%	8.7%	8.5%	3.5%	7.6%	100.0%

## ○ 軽車両の検挙件数(平成16・17年)

違反別	平成16年	平成17年
信号無視	21	105
通行禁止違反	1	1
踏切一時不停止	0	0
指定場所一時不停止	2	111
無燈火	0	4
乗車・積載違反	16	36
酒酔い運転	0	15
運転者の遵守事項違反	1	3
その他	44	51
合計	85	326

注1 検挙件数は、犯罪統計資料による。

注2 軽車両とは道路交通法第2条に規程されており、自転車のほか、荷車・台車、牛・馬等を含む。

## 道路交通法（昭和35年法律第105号）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

三 車道 車両の通行の用に供するため縁石線若しくはさくその他これに類する工作物又は道路標示によつて区画された道路の部分をいう。

三の三 自転車道 自転車の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によつて区画された車道部分をいう。

三の四 路側帯 歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によつて区画されたものをいう。

四 横断歩道 道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）により歩行者の横断の用に供するための場所であることが示されている道路部分をいう。

四の二 自転車横断帯 道路標識等により自転車の横断の用に供するための場所であることが示されている道路部分をいう。

五 交差点 十字路、丁字路その他二以上の道路が交わる場合における当該二以上の道路（歩道と車道の区別のある道路においては、車道）の交わる部分をいう。

七 車両通行帯 車両が道路の定められた部分を通行すべきことが道路標示により示されている場合における当該道路標示により示されている道路部分をいう。

八 車両 自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

十一 軽車両 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

十一の二 自転車 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。

3 この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。

一 身体障害者用の車いす、歩行補助車等又は小児用の車を通行させている者

二 次条の大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車、二輪の原動機付自転車又は二輪若しくは三輪の自転車（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）を押して歩いている者

( 信号機の信号等に従う義務 )

第 7 条 道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等 ( 前条第 1 項後段の場合においては、当該手信号等 ) に従わなければならない。

( 通行区分 )

第 1 7 条 車両は、歩道又は路側帯 ( 以下この条において「歩道等」という。 ) と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第 4 7 条第 3 項若しくは第 4 8 条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、車両は、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

3 二輪又は三輪の自転車 ( 側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。 ) 以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ないときは、自転車道を横断することができる。

4 車両は、道路 ( 歩道等と車道の区別のある道路においては、車道。以下第 9 節までにおいて同じ。 ) の中央 ( 軌道が道路の側端に寄つて設けられている場合においては当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし、道路標識等による中央線が設けられているときはその中央線の設けられた道路の部分を中心とする。以下同じ。 ) から左の部分 ( 以下「左側部分」という。 ) を通行しなければならない。

( 軽車両の路側帯通行 )

第 1 7 条の 2 軽車両は、前条第 1 項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯 ( 軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によつて区画されたものを除く。 ) を通行することができる。

2 前項の場合において、軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

( 左側寄り通行等 )

第 1 8 条 車両 ( トロリーバスを除く。 ) は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあつては道路の左側に寄つて、軽車両にあつては道路の左側端に寄つて、それぞれ当該道路を通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、第 2 5 条第 2 項若しくは第 3 4 条第 2 項若しくは第 4 項の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道

路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

- 2 車両は、前項の規定により歩道と車道の区別のない道路を通行する場合その他の場合において、歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない。

(軽車両の並進の禁止)

- 第19条 軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない。

(車両通行帯)

- 第20条 車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて一番目の車両通行帯を通行しなければならない。ただし、自動車(小型特殊自動車及び道路標識等によつて指定された自動車を除く。)は、当該道路の左側部分(当該道路が一方通行となつているときは、当該道路)に三以上の車両通行帯が設けられているときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯を通行することができる。

- 2 車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により前項に規定する通行の区分と異なる通行の区分が指定されているときは、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を通行しなければならない。

- 3 車両は、追越しをするとき、第25条第1項若しくは第2項若しくは第34条第1項から第5項までの規定により道路の左側端、中央若しくは右側端に寄るとき、第35条第1項の規定に従い通行するとき、第26条の2第3項の規定によりその通行している車両通行帯をそのまま通行するとき、第40条第2項の規定により一時進路を譲るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、前二項の規定によらないことができる。この場合において、追越しをするときは、その通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行しなければならない。

(左折又は右折)

- 第34条 車両は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿つて(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して)徐行しなければならない。

- 2 自動車、原動機付自転車又はトロリーバスは、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央に寄り、かつ、交差点の中心の直近の内側(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分)を徐行しなければならない。

- 3 軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿つて徐行しなければならない。

- 4 自動車、原動機付自転車又はトロリーバスは、一方通行となつている道路において右折するとき、第2項の規定にかかわらず、あらかじめその前からできる限り道路の右側端に寄り、かつ、交差点の中心の内側（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分）を徐行しなければならない。
- 5 原動機付自転車は、第2項及び前項の規定にかかわらず、道路標識等により交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につき交差点の側端に沿つて通行すべきことが指定されている道路及び道路の左側部分（一方通行となつている道路にあつては、道路）に車両通行帯が三以上設けられているその他の道路（以下この項において「多通行帯道路」という。）において右折するとき（交通整理の行われている交差点において右折する場合に限る。）は、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿つて徐行しなければならない。ただし、多通行帯道路において、交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につきあらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことが道路標識等により指定されているときは、この限りでない。
- 6 左折又は右折しようとする車両が、前各項の規定により、それぞれ道路の左側端、中央又は右側端に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした車両の進路の変更を妨げてはならない。

（指定場所における一時停止）

第43条 車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあつては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、第36条第2項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

（車両等の灯火）

第52条 車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。以下この条及び第63条の9第2項において同じ。）、道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令で定める場合においては、夜間以外の時間にあつても、同様とする。

- 2 車両等が、夜間（前項後段の場合を含む。）、他の車両等と行き違う場合又は他の車両等の直後を進行する場合において、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、車両等の運転者は、政令で定めるところにより、灯火を消し、灯火の光度を減ずる等灯火を操作しなければならない。



## 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）

（道路にある場合の灯火）

第18条 車両等は、法第52条第1項前段の規定により、夜間、道路を通行するとき（高速自動車国道及び自動車専用道路においては前方200メートル、その他の道路においては前方50メートルまで明りように見える程度に照明が行われているトンネルを通行する場合を除く。）は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める灯火をつけなければならない。

五 軽車両 公安委員会が定める灯火

（夜間以外の時間で灯火をつけなければならない場合）

第19条 法第52条第1項 後段の政令で定める場合は、トンネルの中、濃霧がかかっている場所その他の場所で、視界が高速自動車国道及び自動車専用道路においては200メートル、その他の道路においては50メートル以下であるような暗い場所を通行する場合及び当該場所に停車し、又は駐車している場合とする。

（乗車又は積載の制限等）

第57条 車両（軽車両を除く。以下この項及び第58条の2から第58条の5までにおいて同じ。）の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法（以下この条において「積載重量等」という。）の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。ただし、第55条第1項ただし書の規定により、又は前条第2項の規定による許可を受けて貨物自動車の荷台に乗車させる場合にあっては、当該制限を超える乗車をさせて運転することができる。

2 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限について定めることができる。

3 貨物が分割できないものであるため第1項の政令で定める積載重量等の制限又は前項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量等を超えることとなる場合において、出発地警察署長が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載重量等を限つて許可をしたときは、車両の運転者は、第1項又は前項の規定にかかわらず、当該許可に係る積載重量等の範囲内で当該制限を超える積載をして車両を運転することができる。

（自転車道の通行区分）

第63条の3 車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する二輪又は三輪の自転車で、他の車両を牽引していないもの（以下この節において「普通自転車」という。）は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない

場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

#### 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）

（普通自転車の大きさ等）

第9条の2 法第63条の3の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。

イ 長さ 190センチメートル

ロ 幅 60センチメートル

二 車体の構造は、次に掲げるものであること。

イ 側車を付していないこと。

ロ 一の運転者席以外の乗車装置（幼児用座席を除く。）を備えていないこと。

ハ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。

ニ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

（普通自転車の歩道通行）

第63条の4 普通自転車は、第17条第1項の規定にかかわらず、道路標識等により通行することができることとされている歩道を通行することができる。

2 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分）を徐行しなければならないが、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。

（普通自転車の並進）

第63条の5 普通自転車は、道路標識等により並進することができることとされている道路においては、第19条の規定にかかわらず、他の普通自転車と並進することができる。ただし、普通自転車が三台以上並進することとなる場合においては、この限りでない。

（自転車の横断の方法）

第63条の6 自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によつて道路を横断しなければならない。

（交差点における自転車の通行方法）

第63条の7 自転車は、前条に規定するもののほか、交差点を通行しようとする場合において、当該交差点又はその付近に自転車横断帯があるときは、第17条第4項並びに第34条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該自転車

横断帯を進行しなければならない。

- 2 普通自転車は、交差点又はその手前の直近において、当該交差点への進入の禁止を表示する道路標示があるときは、当該道路標示を越えて当該交差点に入つてはならない。

(自転車の通行方法の指示)

第63条の8 警察官等は、第63条の6若しくは前条第1項の規定に違反して通行している自転車の運転者に対し、これらの規定に定める通行方法により当該自転車を通行させ、又は同条第2項の規定に違反して通行している普通自転車の運転者に対し、当該普通自転車を歩道により通行させるべきことを指示することができる。

(自転車の制動装置等)

第63条の9 自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

- 2 自転車の運転者は、夜間(第52条第1項後段の場合を含む。)、内閣府令で定める基準に適合する反射器材を備えていない自転車を運転してはならない。ただし、第52条第1項前段の規定により尾灯をつけている場合は、この限りでない。

#### 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)

(制動装置)

第9条の3 法第63条の9第1項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 前車輪及び後車輪を制動すること。
- 二 乾燥した平坦な舗装路面において、制動初速度が10キロメートル毎時のとき、制動装置の操作を開始した場所から3メートル以内の距離で円滑に自転車を停止させる性能を有すること。

(反射器材)

第9条の4 法第63条の9第2項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 自転車に備え付けられた場合において、夜間、後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第32条第1項の基準に適合する前照灯(第9条の17において「前照灯」という。)で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。
- 二 反射光の色は、橙色又は赤色であること。

(酒気帯び運転等の禁止)

第65条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

2 何人も、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

(安全運転の義務)

第70条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

(運転者の遵守事項)

第71条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥よけ器を付け、又は徐行する等して、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにすること。

二 身体障害者用の車いすが通行しているとき、目が見えない者が第14条第1項の規定に基づく政令で定めるつえを携え、若しくは同項の規定に基づく政令で定める盲導犬を連れて通行しているとき、耳が聞こえない者若しくは同条第2項の規定に基づく政令で定める程度の身体の障害のある者が同項の規定に基づく政令で定めるつえを携えて通行しているとき、又は監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。

二の二 前号に掲げるもののほか、高齢の歩行者、身体の障害のある歩行者その他の歩行者でその通行に支障のあるものが通行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行を妨げないようにすること。

二の三 児童、幼児等の乗降のため、政令で定めるところにより停車している通学通園バス(専ら小学校、幼稚園等に通う児童、幼児等を運送するために使用する自動車政令で定めるものをいう。)の側方を通過するときは、徐行して安全を確認すること。

三 道路の左側部分に設けられた安全地帯の側方を通過する場合において、当該安全地帯に歩行者がいるときは、徐行すること。

四 乗降口のドアを閉じ、貨物の積載を確実に行う等当該車両等に乗車している者の転落又は積載している物の転落若しくは飛散を防ぐため必要な措置を講ずること。

四の二 車両等に積載している物が道路に転落し、又は飛散したときは、速やかに転落し、又は飛散した物を除去する等道路における危険を防止するため必要な措置を講ずること。

四の三 安全を確認しないで、ドアを開き、又は車両等から降りないようにし、

及びその車両等に乗車している他の者がこれらの行為により交通の危険を生じさせないようにするため必要な措置を講ずること。

五 車両等を離れるときは、その原動機を止め、完全にブレーキをかける等当該車両等が停止の状態を保つため必要な措置を講ずること。

五の二 自動車又は原動機付自転車を離れるときは、その車両の装置に応じ、その車両が他人に無断で運転されることがないようにするため必要な措置を講ずること。

五の三 正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるような方法で、自動車若しくは原動機付自転車を急に発進させ、若しくはその速度を急激に増加させ、又は自動車若しくは原動機付自転車の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させないこと。

五の四 自動車を運転する場合において、第71条の5第1項から第3項までに規定する者又は第84条第2項に規定する仮運転免許を受けた者が表示自動車（第71条の5第1項から第3項まで又は第87条第3項に規定する標識を付けた普通自動車をいう。以下この号において同じ。）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に第26条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。

五の五 自動車又は原動機付自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第120条第1項第11号において「無線通話装置」という。）を通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。第120条第1項第11号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第41条第16号若しくは第17号又は第44条第11号に規定する装置であるものを除く。第120条第1項第11号において同じ。）に表示された画像を注視しないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項